

令和7年度 和泊町結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します！



家賃や引っ越し費用の補助があるんだって！



令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理されている世帯で、以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

概要

どんな世帯が対象なの？	次の①～④の要件を全て満たす世帯です。 ① 令和7年4月1日以降、婚姻を機に町内の住居を購入・リフォーム・賃貸し、当該住居の住所に住んでいる世帯 ② ご夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯 <small>※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除します。</small> ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ④ ご夫婦ともに町税等の滞納がない世帯	
どんな費用が対象なの？ <small>※令和7年4月1日から令和8年3月31日に支払った費用</small>	・新居の住居費 ・新居への引っ越し費用	㊲新居の購入費 ㊱新居のリフォーム費用 ㊳新居の家賃、敷金・礼金・共益費、仲介手数料 ㊴引っ越し業者や運送業者に支払った引っ越し費用
いくら補助を受けられるの？	㊲～㊴を合わせて1世帯あたり上限30万円です。 (夫婦ともに29歳以下の場合、1世帯あたり上限60万円になります。)	
申請期間	令和7年6月1日から令和8年3月31日	

【お問い合わせ先（申請窓口）】

和泊町役場 とも未来課 ☎0997-84-3111



補助対象要件チェックシート

チェック欄	対象要件（下記の全てに該当していること）
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届けが受理されている
	婚姻届けを受理された日における夫婦の双方が39歳以下である。
	夫婦の前年の所得を合算した額が500万円未満である ※貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を当該年度の所得から控除できます。
	和泊町に居住し住民票の登録があること
	世帯全員が町税等を滞納していないこと
	過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと
	世帯全員が暴力団員でないこと

提出書類チェックシート

チェック欄	提出書類（申請時にすべての書類がそろっているかご確認ください）
	【共通して必要な書類】
	補助金交付申請書（第1号様式※）
	婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
	世帯全員の住民票
	夫婦の所得証明書（令和6年分）
	世帯全員の町税の未納がないことが分かる書類
	請求書（第5号様式※）
	【住居を取得した場合】
	売買契約書の写し
	取得費用の領収書の写し
	【住宅をリフォームした場合】
	工事請負契約書の写し
	【住宅を賃貸借した場合】
	賃貸借契約書の写し
	住宅手当支給証明書（第2号様式※）
	家賃を支払ったものがわかるもの（領収書または口座引き落としの場合は通帳など）の写し
	【引っ越しの場合】
	引っ越し費用がわかる領収書の写し
	【該当する場合】
	貸与型奨学金の返済額が分かる書類
	離職している場合は、離職を確認できる書類



※様式については和泊町ホームページから印刷できるほか、こども未来課に備え付けてあります。